

第20回秋田県障害者スポーツ大会

実施要綱

1 目的

秋田県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者が一堂に会し、各競技を通じて体力の維持増強と相互の交流を図るとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 名称

第20回秋田県障害者スポーツ大会

3 主催

秋田県・一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

4 共催（予定）

社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会・公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会・特定非営利活動法人秋田県精神保健福祉会連合会

5 後援（予定）

公益財団法人秋田県スポーツ協会・秋田県教育委員会・秋田市・秋田県市長会・秋田県町村会・一般社団法人秋田県医師会・社会福祉法人秋田県社会福祉協議会・日本赤十字社秋田県支部・社会福祉法人秋田県共同募金会・一般財団法人秋田陸上競技協会・一般社団法人秋田県水泳連盟・秋田県卓球協会・秋田県バレーボール協会・秋田県アーチェリー協会・秋田県ボウリング連盟・秋田県障害者フライングディスク協会・秋田県ボッチャ協会・秋田県特別支援学校体育連盟・秋田県ボランティア団体連絡協議会・秋田県精神保健福祉ボランティア連絡協議会・秋田県精神保健福祉士協会・一般社団法人日本精神科看護協会秋田県支部・秋田県身体障害者施設協議会・一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会・一般社団法人秋田県聴力障害者協会・秋田県車いす連合会・秋田県喉頭摘出者福祉団体秋田県支部・秋田県知的障害者福祉協会・秋田県精神保健福祉協会・秋田県精神障害者スポーツ推進協議会・秋田県障がい者スポーツ指導者協議会・公益社団法人秋田県理学療法士会・秋田県手話サークル連絡協議会・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会秋田県支部・秋田県スポーツ推進委員協議会・日本労働組合総連合会秋田県連合会・秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・産経新聞社秋田支局・時事通信社秋田支局・共同通信社秋田支局・NHK秋田放送局・ABS秋田放送・AKT秋田テレビ・AAB秋田朝日放送・エフエム秋田・CNA秋田ケーブルテレビ・日本生命保険相互会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・一般社団法人秋田県薬剤師会（順不同）

6 協賛（予定）

秋田中央ロータリークラブ・秋田北ロータリークラブ・秋田南ロータリークラブ・秋田西ロータリークラブ・丸島商事株式会社・有限会社池田看板・株式会社千秋義肢製作所・株式会社佐々木義肢製作所・秋田共立株式会社・秋田米飯給食事業協同組合・佐々木企画・有限会社工藤スポーツ（順不同）

7 大会期日及び実施競技・会場

期日	実施競技	会場
8月20日(土)	一般卓球	秋田テルサ 体育館 (秋田市御所野地藏田3丁目1-1)
	ボッチャ	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館 (秋田市旭北栄町1-5)
9月10日(土)	水泳	秋田県立総合プール サブプール (秋田市新屋町砂奴寄4-6)
	アーチェリー	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター (秋田市新屋下川原町2-4)
	サウンドテーブルテニス	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館 (秋田市旭北栄町1-5)
	ボウリング	ロックンボウル (秋田市広面字長沼301)
9月23日(金・祝)	陸上競技	秋田県立中央公園 陸上競技場 (秋田市雄和椿川駒坂台4-1)
	フライングディスク	秋田県立中央公園 球技場 (秋田市雄和椿川駒坂台4-1)
	バレーボール(精神障害)	秋田県立中央公園 アリーナ (秋田市雄和椿川駒坂台4-1)

8 大会出場資格

令和5年度第23回全国障害者スポーツ大会(燃ゆる感動かごしま大会)に秋田県代表として出場を希望する者、かつ、秋田県に現住所を有し、次の(1)～(3)のいずれかを満たす者とする。

(1) 身体障害者

- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
- 令和4年4月1日現在満12歳以上の者。

(2) 知的障害者

- 厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- 令和4年4月1日現在満12歳以上の者。

(3) 精神障害者

- 精神保健及び精神保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- 令和4年4月1日現在満12歳以上の者。

9 競技規則

令和4年度全国障害者スポーツ大会競技規則((公財)日本パラスポーツ協会制定)及び必要事項は別に定める。

10 競技・種目及び障害・年齢区分

別紙「第20回秋田県障害者スポーツ大会競技・種目及び障害区分表」のとおりとし、年齢区分は次のとおりとする。ただし、年齢区分のない競技はこの限りではない。

身体障害者	〈1部〉 令和4年4月1日の満年齢が39歳以下の者 〈2部〉 令和4年4月1日の満年齢が40歳以上の者
知的障害者	〈少年〉 令和4年4月1日の満年齢が19歳以下の者 〈青年〉 令和4年4月1日の満年齢が20歳以上35歳以下の者 〈壮年〉 令和4年4月1日の満年齢が36歳以上の者

11 出場制限

1人1競技とする。個人競技は、1種目のみのエントリーとする。

12 参加申込

別紙申込方法による。なお、締切日については、各市町村障害福祉担当課（在宅の身体・知的障害者対象）と秋田市保健所・各地域振興局福祉環境部（在宅の精神障害者対象）への申込締切日を5月6日（金）とする。大会事務局への締切日を5月13日（金）とする。

13 参加費

すべての競技において無料とする。

14 競技方法

各競技の要領によるものとする。

15 表彰

各競技種目の各組単位で障害区分・年齢区分毎に1位から3位までの競技者にメダルを授与する。バレーボール（精神障害）においては、1位から3位のチームへ賞状とメダルを授与する。

なお、表彰式は行わず、メダル及び賞状は所属先（在宅者は自宅）へ送付する。

16 全国大会及びブロック予選会の選手選考

本大会は、次の大会への選手派遣選考大会とする。

- ・第23回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）
- ・第23回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技（精神障害の部）北海道・東北ブロック予選会（優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合、順次、順位の上位チームに出場権を与える）

17 健康・安全管理

- （1）ケガや体調不良については県関係機関等の協力により応急処置のみとするが、必要に応じて医療機関へ救急搬送する場合がある。
- （2）競技中に故障した補装具の修理は、補装具業者の協力を得て行う。
- （3）主催者において傷害保険に一括加入する。補償内容は次のとおりであるが、これ以上の補償を望む場合には、各自で別途保険に加入すること。

補償内容 死亡・後遺障害 187万円 入院 2,800円 通院 1,950円

18 その他

この要綱に定めるものの他、大会の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

19 事務局

〒010-0922

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会

TEL 018-864-2750 FAX 018-874-9467